造林事業請負契約書 (案)

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場 所及び生産完了検査場所

事業名	請負物件	契約 面積 (ha)	請 負 予定数量 (m3)	請負 予定 単価	請負予	定金額	事業場所	生産完了検査場所
森林環境	保育間伐	89. 62	6, 980				砂子沢国	発注者の
保全整備	(活用型)						有林	指定する
事業							1 林班い	山元土場
(砂子沢	育成受光伐	0.60	20		請負金額	円也	2 小班外	
国有林					(うち取引に係る消	肖費税及び地方消	18	
外)	検知		(7, 000)		費税額	円也)	別紙1	
							請負事業	
	計	90. 22	7,000				内訳書の	
							とおり	

(注)()の部分は、請負者が課税対象業者である場合に使用する。

2 事業期間

自契約締結日の翌日から至令和8年2月27日

3 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項			
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号			
×	契約保証金の納付に代わる担保とな	第4条第1項第2号			
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等	第4条第1項第3号			
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号			
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号			
×	支給材料及び貸与品	第15条			
×	前金払	分の以内	第 35 条第 1 項		
×	中間前金払	第 35 条第 3 項			
	部分払 月1回			第38条	
×	国庫債務負担行為に係る契約の特別	第 40 条			

4 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

5 特約事項

別紙 2 特記仕様書のとおり 別紙 3 特約事項(製品生産事業)のとおり

6 技術提案事項の履行確保 別紙4のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年3月26日に交付した国有林野事業製品生産請負事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 住所 岩手県遠野市東舘町7番39号 分任支出負担行為担当官 岩手南部森林管理署遠野支署長 加藤 重義

請負者 住所

氏名

印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同 事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその構成員住所及び氏名を記入する。

請 負 事 業 内 訳 書

林 小 班	伐区	材種	作業工程	呈 予定数量	備	考
11/2		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	200m3	保育間伐活用型	
11/3		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	1,330m3	保育間伐活用型	
1117		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	1,110m3	保育間伐活用型	
241		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	1,110m3	保育間伐活用型	
2は1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	650m3	保育間伐活用型	
2は2		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	890m3	保育間伐活用型	
2は3		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	70m3	保育間伐活用型	
2は6		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	90m3	保育間伐活用型	
21こ1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	40m3	保育間伐活用型	
25		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	20m3	育成受光伐	
2411 \ 2		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	360m3	保育間伐活用型	
2411/3		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	130m3	保育間伐活用型	
2411/14		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	230m3	保育間伐活用型	
24132		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	305m3	保育間伐活用型	
241/53		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	200m3	保育間伐活用型	
24135		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	70m3	保育間伐活用型	
24136		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	20m3	保育間伐活用型	
241に		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	135m3	保育間伐活用型	
241と		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	40m3	保育間伐活用型	
合計				7,000m3		
検知		素材	(1)の業務	2,312m3		
			(2)の業務	488m3		
			(5) の業務	4,200m3		
計				7,000m3		

特記仕様書

- 1 虫害時期においては、防虫対策として薬剤散布を行い製品の品質管理に努めること。
- 2 特別な事情がある場合には、国有林材の生産時期及び数量を変更することがある。
- 3 林業機械が林道を走行する場合は、雨天時を避ける等林道の保全に努め、販売した 丸太を運搬する時の支障とならないようにすること。
- 4 アカマツの伐採搬出等については「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」に基づいた事業実行とすること。

特約事項 (製品生産事業)

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱(以下、「ASF」という。)の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、 感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第 20 条により 対応する。

技術提案事項の履行確保

請負者は、令和 年 月 日付けで提出のあった技術提案書で提示した技術等については、 次のとおり評価された項目及び内容の履行を確保するものとする。

項目	評価	内容
事業計画の工程管理		事業計画の工程管理及び工程管理に係わる工夫・提案
事業の計画・実施に係わ る提案事業計画		事業計画上の考慮事項に係わる工夫・提案
		自然環境への配慮、生産性向上に係わる工夫・提案
		品質管理に係わる工夫・提案
		安全対策に係わる工夫・提案

⁽注)評価された項目について(○印)を記載